# 2022 年年末・一時金要求に関する交渉

### 1. 交渉経過

## 第1回交渉

日 時:令和4年11月8日(火)18:42~19:27

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名)

市側(総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容:秋季重点要求及び年末一時金要求、人員・職場諸要求に関する主旨説明

# 第2回交渉

日 時:令和4年11月15日(火)18:30~19:02

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、他2名)

市側 (総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容:職場改善・生活改善に関することなど

#### 第3回交渉

日 時:令和4年11月17日(木)18:00~18:05

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他1名)

市側(総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容:年末一時金要求に対する回答

# 2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に2. 78 月プラス	1. 給料の改定は、人事院勧告に基づき令和4年4
一律 48,000 円を支給すること。(昨年は 2.81	月1日から実施する。勤勉手当の改定は、人事院
ヵ月プラス一律 45, 000 円)	勧告に基づき令和4年12月から実施する。本年
	度の年末一時金は、期末手当 1.2 か月、勤勉手当
	1.05 か月の計 2.25 か月とする。なお、令和 5 年
	度以降の一時金については、人事院勧告に基づき
	6月期、12月期ともに、期末手当1.2か月、勤勉
	手当1か月の計2.2か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給な	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考
どによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律	えはない。
大幅増額をすること。	
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
当のみで支給すること。	
4. 再任用職員、会計年度職員の一時金について	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.675 か
も、職員と同様に支給すること。	月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.175 か月とする。ま
	た、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員
	の規定に準じ、期末手当 1.2 か月とする。なお、
	再任用職員の令和5年度以降の一時金について
	は、人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、
	期末手当 0.675 か月、勤勉手当 0.475 か月の計
	1.15 か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給する	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行ど
こと。および、いかなる不利益扱いもしないこ	おりとする。
と。	
6. 年末一時金は、12 月9日までに一括支給す	6. 年末一時金の支給日は、12月9日とする。
ること。	

- 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。
  - (1)特殊勤務手当を一部廃止する。
  - ①ごみ焼却場に勤務する清掃作業従事職員の特殊勤務手当の廃止
  - ②死獣収集作業従事職員の特殊勤務手当の廃止
  - (2) 宿日直手当を廃止する。
  - (3) 特定時期加算を廃止する。
  - ※廃止時期は、12月議会議決後、当該条例の公布の日からとする。
  - ※給与改定分については、12月議会議決後、速やかに支給する。